令和2年度 人権問題に関する市民意識調査結果の概要について

1.調査の目的・方法

1 - 1 . 調査の目的

さまざまな人権問題の解決に向け、市民意識の変化、動向を把握することにより、人権 尊重の社会づくりに向けた、大阪市の今後の人権教育・啓発等、人権施策の効果的な取組 みのための基礎資料を得ることを目的とする。

1 - 2 . 調査の方法

(1)対象者

大阪市内に居住している満18歳以上の市民(外国人を含む)

(2)対象数

外国人を含む満 18 歳以上の住民を母集団とし、住民基本台帳データから 2,000 人を無作為抽出した。

(3)調査期間

令和 2 (2020)年 12 月 14 日を発送日とし、令和 3 (2021)年 1 月 15 日を回答の期限とした。

(4)調査方法

令和 2 (2020)年 12 月 14 日に調査票を対象者に送付し、同年 12 月 24 日及び令和 3 (2021)年 1 月 7 日にはがきにより再度協力を依頼した。

なお、回答期限は令和3(2021)年1月15日までとしていたが、1月18日までに返送された調査票について集計対象とした。

2.回収状況

今回の調査は、2,000 人を対象に調査票を送付した。調査対象のうち、回収できた 852 票から、「本人が回答できない事情がある」、「拒否 (白紙回答を含む)」などの無効調査票 126 票を除いた有効回収調査票は 726 票であり、割当標本に対する有効回収率は 36.3%であった。

3.調查項目

第1章 基本的な人権問題に関する意識の状況

- 1-1.人権に対する関心の度合
- 1 2 . 個別の人権問題に関する基本的な意識の状況
- 1-3. とくに深刻な問題と考える人権課題
- 1 4 . 交流、イベント等への参加

第2章 差別に関する認識と具体的な事象における人権意識の状況

- 2 1 . 差別に関する基本的な認識
- 2 2 . 差別に関する考え方に影響を受けた程度
- 2 3 . 結婚相手を考える際に気になること(なったこと)
- 2 4. 不動産取引時の特定地域忌避行動に対する意識

第3章 同和問題(部落差別)に関する意識の現状と今後の展望

- 3-1.同和問題(部落差別)を知ったきっかけ
- 3 2 . 同和問題 (部落差別)に関する学習経験
- 3 3 . 同和問題(部落差別)に関する差別意識や偏見に関する現状
- 3-4. 同和地区の人に対する就職・結婚時の現状イメージと展望

第4章 人権問題に関する経験

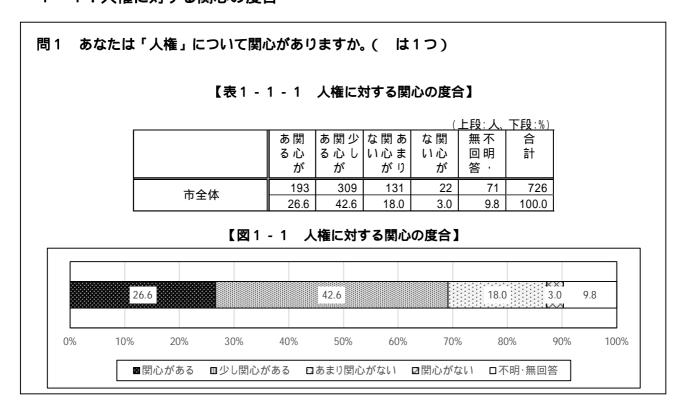
- 4 1 . インターネットにおける人権侵害に関する問題
- 4 2. 人権問題についての学習
- 4-3. 人権上の問題行動を受けた経験

第5章 大阪市の人権問題への取組みについて

- 5 1 .「大阪市は人権が尊重されているまちである」との認識
- 5-2.個別の人権問題に関わって「人権が尊重されるまち」であるとの認識
- 5 3 . 個別の人権問題に関する行政の取組み
- 5 4 . 多文化共生についての意識の現状
- 5 5 . 大阪市の犯罪被害者等支援施策の認知状況と経路
- 5 6 . 区役所の人権相談窓口の認知状況
- 5 7. 大阪市人権啓発・相談センターの認知状況と手段

第1章 基本的な人権問題に関する意識の状況

1-1.人権に対する関心の度合



「関心がある」「少し関心がある」と答えた人の合計の割合は 69.1%、「関心がない」「あまり関心がない」と答えた人の合計の割合は 21.1%となっている。

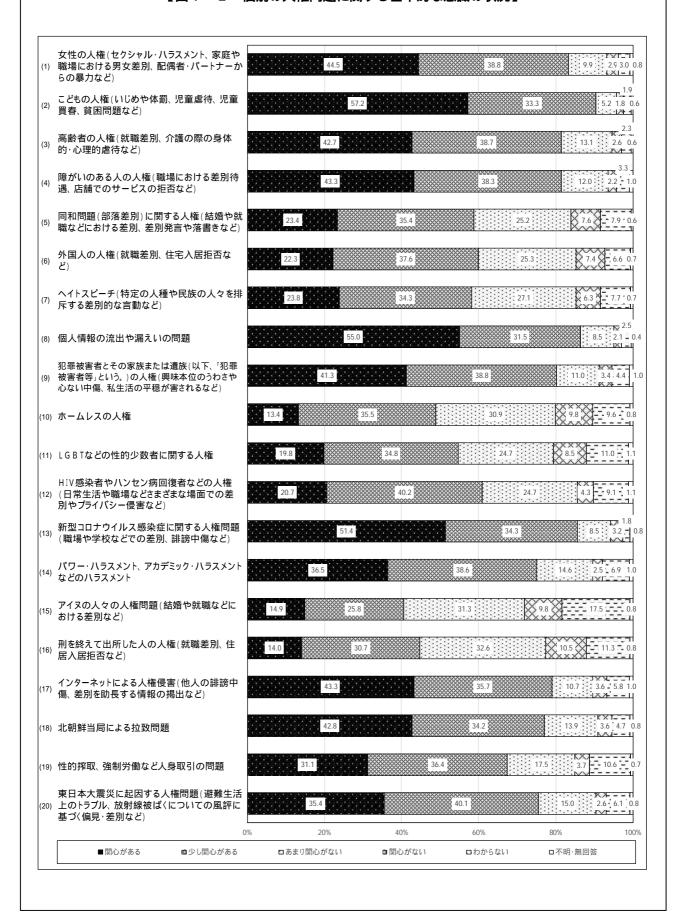
1 - 2 . 個別の人権問題に関する基本的な意識の状況

問 2 あなたは、次の(1)~(20)の人権について関心がありますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

【表1-2-1 個別の人権問題に関する基本的な意識の状況】

						下段:%)		
		あ関	あ関少	な関あ	な関	わ	無不	合
		る心	る心し	い心ま	い心	か	回明	計
		が	が	がり	が	6	答·	
						な い		
		000	000	70	0.4	•		700
(1)	女性の人権(セクシャル・ハラスメント、家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力など)	323	282	72	21	22	6	726
	が、町内有・バードナーからの泰力なと)	44.5	38.8	9.9	2.9	3.0	0.8	100.0
(2)	こどもの人権(いじめや体罰、児童虐待、児童買春、貧困問題など)	415	242	38	13	14	4	726
		57.2	33.3	5.2	1.8	1.9	0.6	100.0
(3)	高齢者の人権(就職差別、介護の際の身体的・心理的虐待など)	310	281	95	19	17	4	726
		42.7	38.7	13.1	2.6	2.3	0.6	100.0
(4)	障がいのある人の人権(職場における差別待遇、店舗でのサービスの拒否など)	314	278	87	16	24	7	726
		43.3	38.3	12.0	2.2	3.3	1.0	100.0
(5)	同和問題(部落差別)に関する人権(結婚や就職などにおける差別、 差別発言や落書きなど)	170	257	183	55	57	4	726
	左別光口で滑音でなる)	23.4	35.4	25.2	7.6	7.9	0.6	100.0
(6)	外国人の人権(就職差別、住宅入居拒否など)	162	273	184	54	48	5	726
		22.3	37.6	25.3	7.4	6.6	0.7	100.0
(7)	ヘイトスピーチ(特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動など)	173	249	197	46	56	5	726
	۵)	23.8	34.3	27.1	6.3	7.7	0.7	100.0
(8)	個人情報の流出や漏えいの問題	399	229	62	15	18	3	726
		55.0	31.5	8.5	2.1	2.5	0.4	100.0
(9)	犯罪被害者とその家族または遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)の人権 (興味本位のうわさや心ない中傷、私生活の平穏が害されるなど)	300	282	80	25	32	7	726
	(会外や国のプランと下心ない下傷、私工用の下傷の自己ものなこ)	41.3	38.8	11.0	3.4	4.4	1.0	100.0
(10)	ホームレスの人権	97	258	224	71	70	6	726
		13.4	35.5	30.9	9.8	9.6	0.8	100.0
(11)	LGBTなどの性的少数者に関する人権	144	253	179	62	80	8	726
		19.8	34.8	24.7	8.5	11.0	1.1	100.0
(12)	HIV感染者やハンセン病回復者などの人権(日常生活や職場などさまざまな場面での差別やプライバシー侵害など)	150	292	179	31	66	8	726
		20.7 373	40.2 249	24.7 62	4.3	9.1	1.1	100.0 726
(13)	新型コロナウイルス感染症に関する人権問題(職場や学校などでの 差別、誹謗中傷など)	51.4	34.3	8.5	3.2	1.8	0.8	100.0
	在が、時間で1.1個でで)	265	280	106	3.2 18	50	7	726
(14)	パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント	36.5	38.6	14.6	2.5	6.9	1.0	100.0
		108	187	227	71	127	6	726
(15)	アイヌの人々の人権問題(結婚や就職などにおける差別など)	14.9	25.8	31.3	9.8	17.5	0.8	100.0
		102	223	237	76	82	6	726
(16)	刑を終えて出所した人の人権(就職差別、住居入居拒否など)	14.0	30.7	32.6	10.5	11.3	0.8	100.0
	ノンカー さっしに トス 上佐厚宝 (仏 上の計算内傷・美味を味られませ)						7	
(17)	インターネットによる人権侵害(他人の誹謗中傷、差別を助長する情報の掲出など)	314 43.3	259 35.7	78 10.7	26 3.6	42 5.8	1.0	726 100.0
		311	248	10.7	26	34	6	726
(18)	北朝鮮当局による拉致問題	42.8	34.2	13.9	3.6	4.7	0.8	100.0
		226	264	127	27	77	5	726
(19)	性的搾取、強制労働など人身取引の問題	31.1	36.4	17.5	3.7	10.6	0.7	100.0
	東日本大震災に起因する人権問題(避難生活上のトラブル、放射線	257	291	17.5	19	44	6	726
(20)	東日本大震災に起因9 6人権向趙(避難生活上のトラブル、放射線 被ば√についての風評に基づ√偏見・差別など)				2.6			
	IXIO (IC - C C O DAILI ICE - C (Ind) C E 200 C (35.4	40.1	15.0	۷.ک	6.1	0.8	100.0

【図1-2 個別の人権問題に関する基本的な意識の状況】



個別の人権問題に関する基本的な意識の状況について尋ねたところ、「関心がある」「少し関心がある」と答えた人の合計の割合は、『(2)こどもの人権』が 90.5%と最も高く、次いで『(8)個人情報の流出や漏えいの問題』が 86.5%、『(13) 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題』が 85.7%となっている。

一方で、「あまり関心がない」「関心がない」と答えた人の合計の割合が最も高いのは、『(16) 刑を終えて出所した人の人権』で 43.1%、次いで『(15) アイヌの人々の人権』が 41.0%、『(10) ホームレスの人権』が 40.6%となっている。

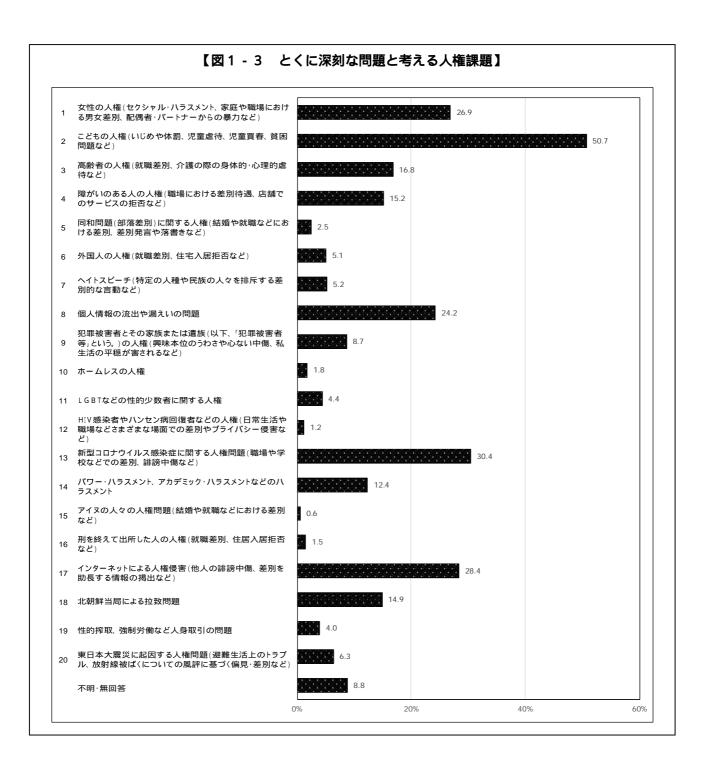
1-3.とくに深刻な問題と考える人権課題

問2 1 問2に掲げたような人権課題の中で、あなたが、とくに深刻な問題と考えるものはどれですか。(問2の項目のうちから該当するものの番号を3つまで記入)

【表1-3-1 とくに深刻な問題と考える人権課題】

											(上段:人	、下段:MA%)
	バートナーからの暴力など) 家庭や職場における男女差別、配偶者・女性の人権(セクシャル・ハラスメント、	児童買春、貧困問題など)	的・心理的虐待など) 高齢者の人権(就職差別、介護の際の身体	待遇、店舗でのサービスの拒否など)魔がいのある人の人権(職場における差別	きなど) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ど)外国人の人権(就職差別、住宅入居拒否な	を排斥する差別的な言動など) ヘイトスピーチ(特定の人種や民族の人々	個人情報の流出や漏えいの問題	が害されるなど)	ホームレスの人権	LGBTなどの性的少数者に関する人権	の差別やブライバシー 侵害など)権 (日常生活や職場などさまざまな場面で権、日常生活や職場などさまざまな場面でHIV感染者やハンセン病回復者などの人
市全体	195 26.9	368 50.7	122 16.8	110 15.2	18 2.5	37 5.1	38 5.2	176 24.2	63 8.7	13	32 4.4	1.2

ど) 題(職場や学校などでの差別、誹謗中毎新型コロナウイルス感染症に関する人権	ラスメントなどのハラスメント パワー・ハラスメント、アカデミック・	における差別など) アイヌの人々の人権問題(結婚や就職な	住居入居拒否など) 住居入居拒否など)	謗中傷、差別を助長する情報の掲出などインター ネットによる人権侵害(他人の	北朝鮮当局による拉致問題	性的搾取、強制労働など人身取引の問題	風評に基づく偏見・差別など) 活上のトラブル、放射線被ばくについて 東日本大震災に起因する人権問題 (避難	不明・無回答	合計
中人 傷権 な問		職 な ど	差 別 、	な人 どの) 誹		題	い 避 て 難 の 生		
221 30.4	90 12.4	0.6	11 1.5	206 28.4	108 14.9	29 4.0	46 6.3	64 8.8	726 100.0



問 2 に掲げた人権課題の中でとく深刻な問題と考えるものを尋ねたところ、「(2)こどもの人権」と答えた人の割合が 50.7%と最も高く、次いで「(13)新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」が 30.4%、「(17) インターネットによる人権侵害」が 28.4%となっている。

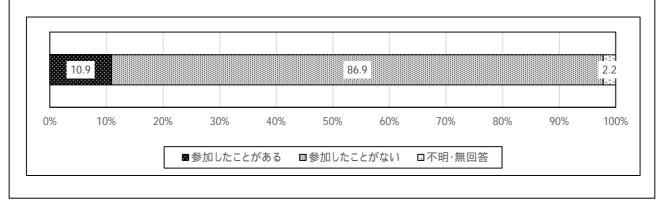
1 - 4 . 交流・イベント等への参加

問2-2 あなたは、問2に掲げたような人権課題を解決するための交流・イベント等の取組み(こ どもや高齢者等の食事会をお世話するボランティアなども含みます。)に参加したことがありますか。(いずれか1つに)

【表1-4-1 交流・イベント等への参加経験】

		(上段:人、下段:MA%)						
	参加したことがある	参加したことがない	不明・無回答	合計				
市全体	79	631	16	726				
10 主体	10.9	86.9	2.2	100.0				

【図1-4-1 交流・イベント等への参加経験】



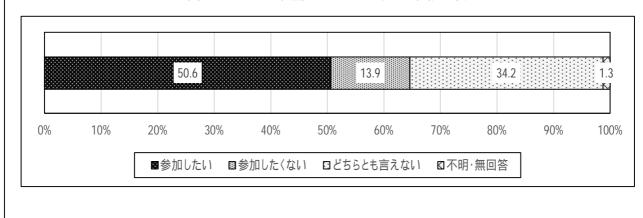
人権課題を解決するための交流・イベント等への参加経験について尋ねたところ、「参加したことがある」と答えた人の割合は 10.9%であるのに対し、「参加したことがない」は 86.9%となっている。

問2-3a また参加したいですか。(いずれか1つに)

【表1-4 2 交流・イベント等への参加意向】

			(上肆	设:人、下	段: MA%)_
	参加したい	参加したくない	どちらとも言えない	不明・無回答	合計
市全体	40	11	27	1	79
M 主 叫	50.6	13.9	34.2	1.3	100.0

【図1-4-2 交流・イベント等への参加意向】



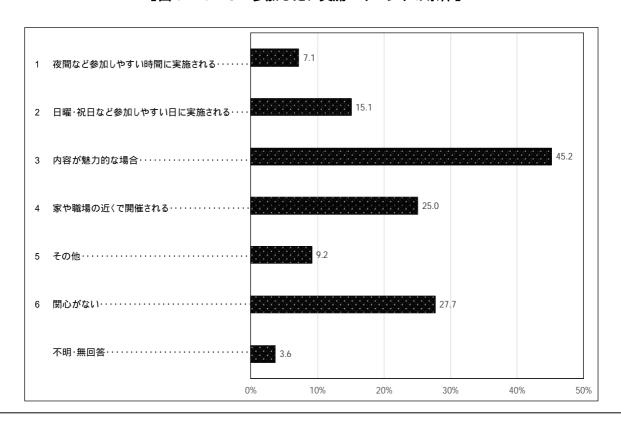
人権課題を解決するための交流・イベント等へ参加したことがある人にまた参加したいか尋ねたところ、「参加したい」と答えた人の割合が 50.6%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 34.2%、「参加したくない」が 13.9%となっている。

問2 - 3b どのようなイベントなら参加しようと思いますか。(はいくつでも)

【表1-4-3 参加したい交流・イベントの条件】

						(上肆	(上段:人、下戶				
	時間に実施される夜間など参加しやすい	日に実施される日曜・祝日など参加しやすい	内容が魅力的な場合	家や職場の近くで開催される	その他	関心がない	不明・無回答	位 計			
市全体	45	95	285	158	58	175	23	631			
. —	7.1	15.1	45.2	25.0	9.2	27.7	3.6	100.0			

【図1-4-3 参加したい交流・イベントの条件】



人権課題を解決するための交流・イベント等に参加したことがない人に、参加しようと思うイベントの条件を尋ねたところ、「内容が魅力的な場合」と答えた人の割合が 45.2%と最も高く、次いで「関心がない」が 27.7%、「家や職場の近くで開催される」が 25.0%となっている。

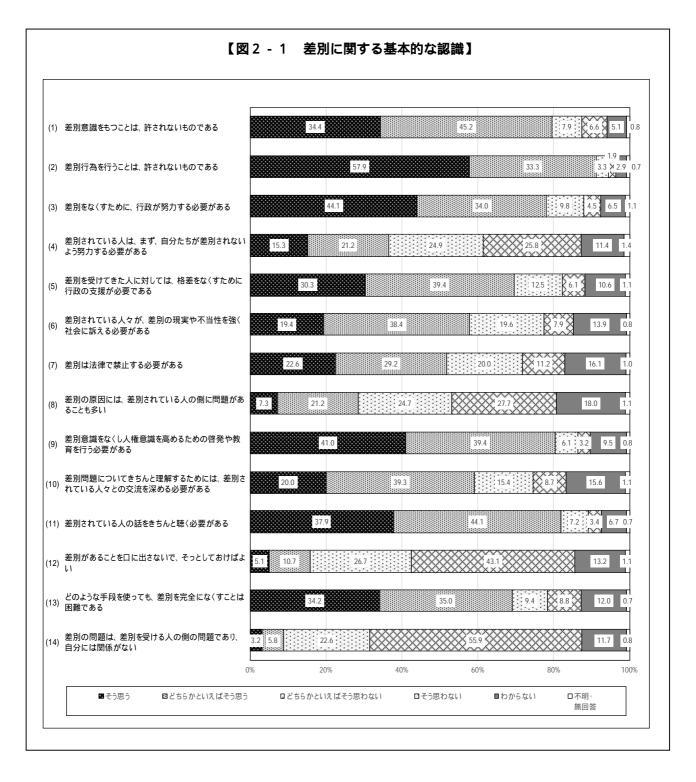
第2章 差別に関する認識と具体的な事象における人権意識の状況

2-1.差別に関する基本的な認識

問3 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。次の(1) ~(14)のすべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

【表2-1-1 差別に関する基本的な認識】

						(上段:人、下段							
		そ	えど	なえど	そ	わ	無不	合					
		う	ばち	いばち	う	か	回明	計					
		思	そら	そら	思	6	答・						
		う	うか	うか	わ	な							
			思と	思と	ない	l I		1					
			うい	わい	۱۱								
(1)	差別意識をもつことは、許されないものである	250	328	57	48	37	6	726					
(.,	Entraction Control of	34.4	45.2	7.9	6.6	5.1	0.8	100.0					
(2)	差別行為を行うことは、許されないものである	420	242	24	14	21	5	726					
(2)	差別目 	57.9	33.3	3.3	1.9	2.9	0.7	100.0					
(3)	差別をなくすために、行政が努力する必要がある	320	247	71	33	47	8	726					
(0)		44.1	34.0	9.8	4.5	6.5	1.1	100.0					
(4)	差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必	111	154	181	187	83	10	726					
(4)	要がある	15.3	21.2	24.9	25.8	11.4	1.4	100.0					
(E)	差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必	220	286	91	44	77	8	726					
(5)	要である	30.3	39.4	12.5	6.1	10.6	1.1	100.0					
(6)	差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必	141	279	142	57	101	6	726					
(0)	要がある	19.4	38.4	19.6	7.9	13.9	0.8	100.0					
(7)	差別は法律で禁止する必要がある	164	212	145	81	117	7	726					
(1)	左別は広伴て宗正する必安がめる	22.6	29.2	20.0	11.2	16.1	1.0	100.0					
(0)	差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い	53	154	179	201	131	8	726					
(8)	左別の原因には、左別されている人の側に同題がめることも多い	7.3	21.2	24.7	27.7	18.0	1.1	100.0					
(9)	差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要があ	298	286	44	23	69	6	726					
(9)	ठ	41.0	39.4	6.1	3.2	9.5	0.8	100.0					
(10)	差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々と	145	285	112	63	113	8	726					
(10)	の交流を深める必要がある	20.0	39.3	15.4	8.7	15.6	1.1	100.0					
(11)	差別されている人の話をきた人と聴/必要がまる	275	320	52	25	49	5	726					
(11)	差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	37.9	44.1	7.2	3.4	6.7	0.7	100.0					
(4.2)	芋叫がもフェレをロに出さかいで、スェレーナかけば いっ	37	78	194	313	96	8	726					
(12)	差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい	5.1	10.7	26.7	43.1	13.2	1.1	100.0					
(13)	どのような手段を使っても、差別を完全になくすことは困難である	248	254	68	64	87	5	726					
(13)	こいよりは丁ヤメで戻りこむ、 左別で兀王には、 タ ここは凶難じめる	34.2	35.0	9.4	8.8	12.0	0.7	100.0					
(1.1)	差別の問題は、差別を受ける人の側の問題であり、自分には関係が	23	42	164	406	85	6	726					
(14)	ない	3.2	5.8	22.6	55.9	11.7	0.8	100.0					



差別に関する基本的な認識について尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合は、『(2)差別行為を行うことは、許されないものである』が 91.2%と最も高く、次いで『(11) 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある』が 82.0%、『(9) 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある』が 80.4%となっている。

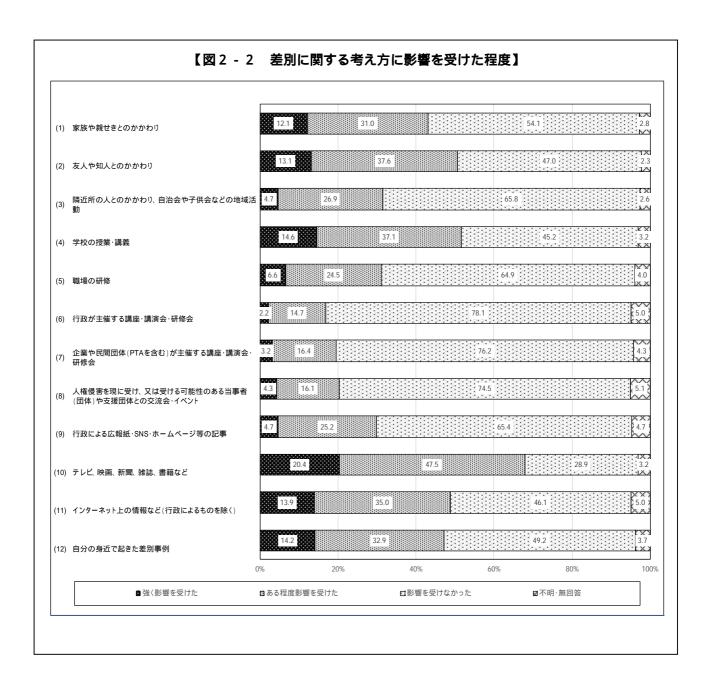
一方で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合が最も低いのは、『(14) 差別の問題は、差別を受ける人の側の問題であり、自分には関係がない』で 9.0%、次いで『(12) 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい』が 15.8%、『(8) 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い』が 28.5%となっている。

2 - 2 . 差別に関する考え方に影響を受けた程度

問4 問3の回答に関して、あなたが、差別というものの考え方について影響を受けた程度に関して(1)~(12)のそれぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

【表2-2-1 差別に関する考え方に影響を受けた程度】

<u>(上段:人、下段:%)</u> け強 か影 無不 をあ 合 受る 回明 たく っ 響 計 け程 影 たを 答: 響 た度 受 を 影 け 響 受 な 88 225 393 20 726 (1) 家族や親せきとのかかわり 100.0 12.1 31.0 54.1 2.8 726 273 341 17 95 (2) 友人や知人とのかかわり 13.1 37.6 47.0 2.3 100.0 478 726 34 195 19 (3) 隣近所の人とのかかわり、自治会や子供会などの地域活動 100.0 4.7 26.9 65.8 2.6 106 269 328 23 726 (4) 学校の授業・講義 14.6 37.1 45.2 3.2 100.0 48 178 471 29 726 (5) 職場の研修 24.5 4.0 100.0 6.6 64.9 107 16 567 36 726 (6) 行政が主催する講座・講演会・研修会 14.7 100.0 2.2 78.1 5.0 23 119 553 31 726 (7) 企業や民間団体(PTAを含む)が主催する講座・講演会・研修会 3.2 16.4 76.2 4.3 100.0 117 541 37 726 人権侵害を現に受け、又は受ける可能性のある当事者(団体)や支援 31 団体との交流会・イベント 4.3 16.1 74.5 5.1 100.0 34 183 475 34 726 (9) 行政による広報紙·SNS·ホームページ等の記事 4.7 4.7 25.2 65.4 100.0 210 23 726 148 345 (10) テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍など 47.5 28.9 3.2 100.0 20.4 254 335 36 726 101 (11) インターネット上の情報など(行政によるものを除く) 100.0 13.9 35.0 46.1 5.0 103 239 357 27 726 (12) 自分の身近で起きた差別事例 14.2 3.7 32.9 49.2 100.0



差別という考え方へ影響を受けた程度について尋ねたところ、「強く影響を受けた」「ある程度影響を受けた」と答えた人の合計の割合は、『(10) テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍など』が 67.9% と最も高く、次いで『(4) 学校の授業・講義』が 51.7%、『(2) 友人や知人とのかかわり』が 50.7% となっている。

一方で、「影響を受けなかった」と答えた人の割合は、『(6) 行政が主催する講座・講演会・研修会』が 78.1%と最も高く、次いで『(7)企業や民間団体 (PTA を含む)が主催する講座・講演会・研修会』が 76.2%、『(8) 人権侵害を現に受け、又は受ける可能性のある当事者 (団体)や支援団体との交流会・イベント』が 74.5%となっている。

2-3.結婚相手を考える際に気になること(なったこと)

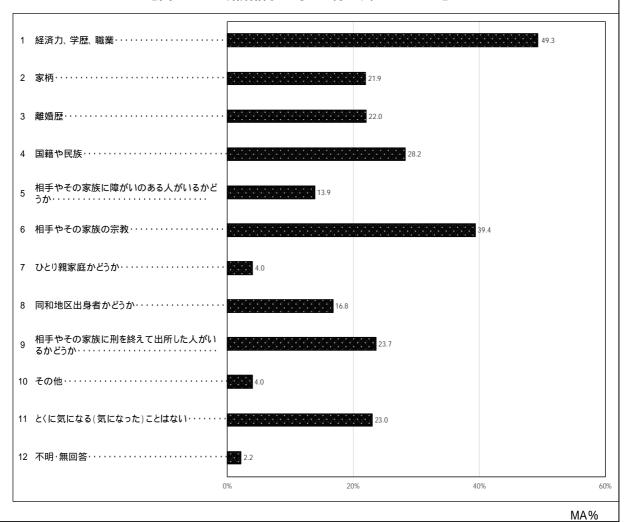
問5 結婚相手やパートナーを考える際、気になること(なったこと)はどんなことですか。 あなたやお子さんの場合を思い起こし、気になる項目を選んでください。

(はいくつでも)

【表2-3-1 結婚相手を考える際に気になること】

	経済力、学歴、職業	家柄	離婚歴	国籍や民族	ある人がいるかどうか相手やその家族に障がいの	相手やその家族の宗教	ひとり親家庭かどうか	同和地区出身者かどうか	かて出所した人がいるかどう相手やその家族に刑を終え	その他	た)ことはない(気になっ	(2) (A) 不明·無回答 (A) 不明·無回答	段: MA%) 合 計
市全体	358	159	160	205	101	286	29	122	172	29	167	16	726
4 主 [1]	49.3	21.9	22.0	28.2	13.9	39.4	4.0	16.8	23.7	4.0	23.0	2.2	100.0

【図2-3 結婚相手を考える際に気になること】



自分自身や子どもの結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)について尋ねたところ、「1. 経済力、学歴、職業」と答えた人の割合が 49.3%と最も高く、次いで「6.相手やその家族の宗教」が 39.4%、「4. 国籍や民族」が 28.2%となっている。

2 - 4 . 不動産取引時の特定地域忌避行動に対する意識

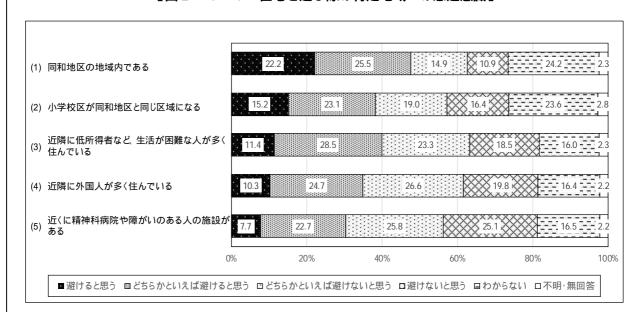
(1)住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識

問6 あなたは、住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっていても、次の(1)~(5)のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

【表2-4-1-1 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識】

					()	上段:人、	下段:%)
	避けると思う	思う さいといどちらかとい	思ばち う避ら	避けないと思	わからない	不明・無回答	合計
(1) 同和地区の地域内である	161	185	108	79	176	17	726
	22.2	25.5	14.9	10.9	24.2	2.3	100.0
(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる	110 15.2	168 23.1	138 19.0	119 16.4	171 23.6	20	726 100.0
(3) 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	83	207	169	134	116	17	726
	11.4	28.5	23.3	18.5	16.0	2.3	100.0
(4) 近隣に外国人が多く住んでいる	75	179	193	144	119	16	726
	10.3	24.7	26.6	19.8	16.4	2.2	100.0
(5) 近〈に精神科病院や障がいのある人の施設がある	56	165	187	182	120	16	726
	7.7	22.7	25.8	25.1	16.5	2.2	100.0

【図2-4-1 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識】



住居を選ぶ際の意識について尋ねたところ、「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」と答えた人の合計の割合が最も高いのは、『(1)同和地区の地域内である』で 47.7%、次いで『(3)近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる』が 39.9%となっている。

一方で、「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」と答えた人の合計の割合が最も低いのは、『(5)近くに精神病院や障がいのある人の施設がある』で 30.4.%、次いで『(4) 近隣に外国人が多く住んでいる』が 35.0%となっている。

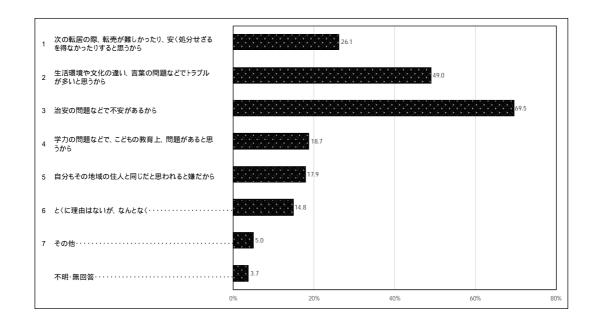
(2)住宅を選ぶ際の特定地域忌避に対する理由

問6-1 問6の(1)~(5)のような場合に、住宅の購入や入居を避けるのはなぜですか。(はいくつでも) 【問6にて「1.避けると思う」「2.どちらかといえば避けると思う」と 回答された方対象】

【表2-4-2-1 住宅を選ぶ際の特定地域忌避に対する理由】

							(上戶	(上段:人、下戶					
	りり次	ら題生	治	上学	思自	٤	そ	不	合				
	す、の	な活	安	、力	わ分	<	の	明	計				
	る安転	ど環	の	問の	れも	に	他						
	と〈居	で境	問	題問	るそ	理		無					
	思処の	トや	題	が題	との	由		回答					
	う分際	ラ文	な	あな	嫌地	は		答					
	かせ、	ブ化	ど	るど	だ域	な							
	らざ転	ルの	で	とで	かの	١١							
	る売	が違	不	思、	ら住	が							
	をが	多り	安	うこ	人	`							
	得難	(I) \	が	かど	٢	な							
	なし	と言	あ	らも	同	h							
	かか	思葉	る	の	じ	٢							
	つつ	うの	か	教	だ	な							
	たた	か問	6	育	٤	<							
市全体	120	225	319	86	82	68	23	17	459				
4年11	26.1	49.0	69.5	18.7	17.9	14.8	5.0	3.7	100.0				

【図2-4-2 住宅の購入や入居を避ける理由】



問6のような場合に住居の購入や入居を避ける理由について尋ねたところ、「3.治安の問題などで不安があると思うから」と答えた人の割合が69.5%と最も高く、次いで「2.生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」が49.0%、「1.次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりするから」が26.1%であった。

第3章 同和問題(部落差別)に関する意識の現状と今後の展望

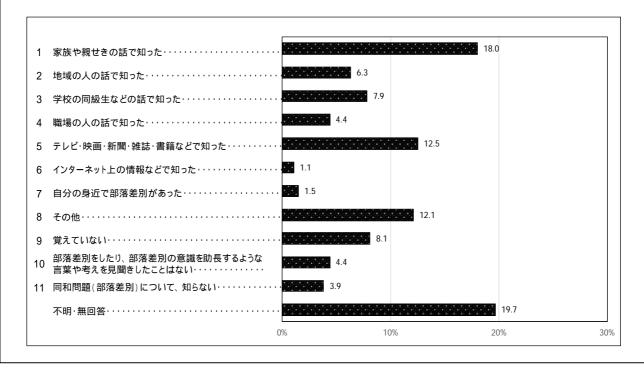
3 - 1 . 同和問題(部落差別)を知ったきっかけ

問7 あなたが、同和問題(部落差別)について、部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や意識を、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか。(は1つ)

											(上段:人、	下段:%)
	家族や親せきの話で知った	地域の人の話で知った	学校の同級生などの話で知った	職場の人の話で知った	で知った	インターネット上の情報などで知った	自分の身近で部落差別があった	その他	覚えていない	たことはない助長するような言葉や考えを見聞きし助長するような言葉や考えを見聞きしい、部落差別の意識を	い和問題(部落差別)について、知ら	不明・無回答	合計
市全体	131 18.0	46 6.3	57 7.9	32 4.4	91 12.5	11	11 1.5	88 12.1	59 8.1	32 4.4	28 3.9	143 197	726 100.0

【表3-1-1 同和問題(部落差別)を知ったきっかけ】

【図3-1 同和問題(部落差別)を知ったきっかけ】



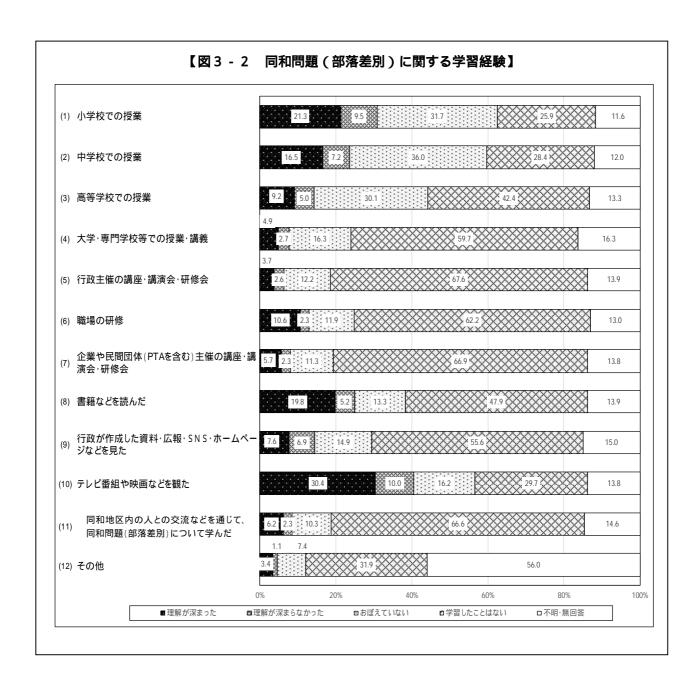
同和問題(部落差別)をはじめて知ったきっかけについて尋ねたところ、「1. 家族や親せきの話で知った」と答えた人の割合が18.0%と最も高く、次いで「5.テレビ・映画・新聞・雑誌・書籍などで知った」が12.5%、「8.その他」が12.1%となっている。なお、その他の内容は、「学校の授業」が最も多く、次いで「学校のイベント」「友人から知った」「同和地区が近所にあった」などがあげられた。

3-2. 同和問題(部落差別)に関する学習経験

問8 あなたは、同和問題(部落差別)について、学習した(または啓発などを受けた)ことがありますか。また、それらの機会を通じて、同和問題(部落差別)についてどの程度、理解が深まりましたか。次の(1)~(12)の項目についてそれぞれお答えください。(それぞれ1つに)

【表3-2-1 同和問題(部落差別)に関する学習経験】

				(上段:人、	下段:%)
	た理	な理	いお	は学	無不	合
	解	か解	ぼ	な習	回明	計
	が	っが	え	いし	答·	
	深	た深	て	た		
	ま	ま	۲۱	J.		
	7	6	な	ک		
(1) 小学校での授業	149	66	221	181	81	698
() 5 5 70 5 7000	21.3	9.5	31.7	25.9	11.6	100.0
(2) 中学校での授業	115	50	251	198	84	698
(2) 11·于1X CODX	16.5	7.2	36.0	28.4	12.0	100.0
(3) 高等学校での授業	64	35	210	296	93	698
(3) 同守子权 (3)技术	9.2	5.0	30.1	42.4	13.3	100.0
(4) 十党 専用党技等での授業 鎌美	34	19	114	417	114	698
(4) 大学・専門学校等での授業・講義	4.9	2.7	16.3	59.7	16.3	100.0
(5) 行政主催の講座·講演会·研修会	26	18	85	472	97	698
(3) 打政工作の确定 酶质去 训修云	3.7	2.6	12.2	67.6	13.9	100.0
(6) 職場の研修	74	16	83	434	91	698
(6) 職場の研修	10.6	2.3	11.9	62.2	13.0	100.0
(7) 企業や民間団体(PTAを含む)主催の講座・講演会・研修会	40	16	79	467	96	698
(7) 企業や民間団体(PTAを含む)主催の講座・講演会・研修会	5.7	2.3	11.3	66.9	13.8	100.0
(の) 事练りはたは / だ	138	36	93	334	97	698
(8) 書籍などを読んだ	19.8	5.2	13.3	47.9	13.9	100.0
(9) 行政が作成した資料・広報・SNS・ホームページなどを見た	53	48	104	388	105	698
(9) 行政が作成した資料·広報·SNS·ホームページなどを見た	7.6	6.9	14.9	55.6	15.0	100.0
(40) 二十八年4月5日 市市大学大学	212	70	113	207	96	698
(10) テレビ番組や映画などを観た	30.4	10.0	16.2	29.7	13.8	100.0
(44) 同和地区内の人との交流などを通じて、同和問題(部落差別)につい	43	16	72	465	102	698
(11) て学んだ	6.2	2.3	10.3	66.6	14.6	100.0
(40) 7 m/h	24	8	52	223	391	698
(12) その他	3.4	1.1	7.4	31.9	56.0	100.0



同和問題(同和問題)に関する学習経験について尋ねたところ、「学習したことがある」(「理解が深まった」と「理解が深まらなかった」の合計)と答えた人の割合が最も高いのは、『(10)テレビ番組や映画などを観た』で 40.4%、次いで『(1)小学校での授業』が 30.8%、『(8) 書籍などを読んだ』が 24.9%、となっている。

一方で、「理解が深まった」と答えた人の割合は、『(10)テレビ番組や映画などを観た』で 30.4%、次いで『(1)小学校での授業』が 21.3%、『(8) 書籍などを読んだ』が 19.8%となっている。

3 - 3 . 同和問題(部落差別)に関する差別意識や偏見に関する現状

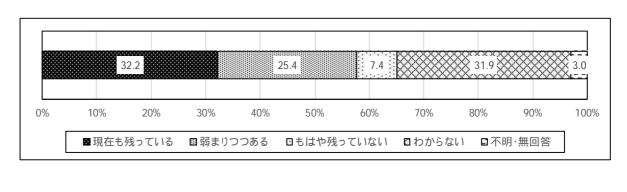
(1) 同和問題(部落差別)に関する差別意識の現状

問9 あなたは、大阪市において、同和問題(部落差別)に関する差別意識や偏見が、現在も残っていると思いますか。(は1つ)

【表3-3-1-1 同和問題(部落差別)に関する差別意識の現状】

				(上段:人、	下段:%)
	い現	る弱	いも	わ	不	合計
	る在	ま	なは	か	明	計
	も	IJ	こや	6	•	
	残	つ	残	な	無	
	っ	つ	つ	١١	回	
	て	あ	て		答	
市全体	225	177	52	223	21	698
本工工	32.2	25.4	7.4	31.9	3.0	100.0

【図3-3-1 同和問題(部落差別)に関する差別意識の現状】



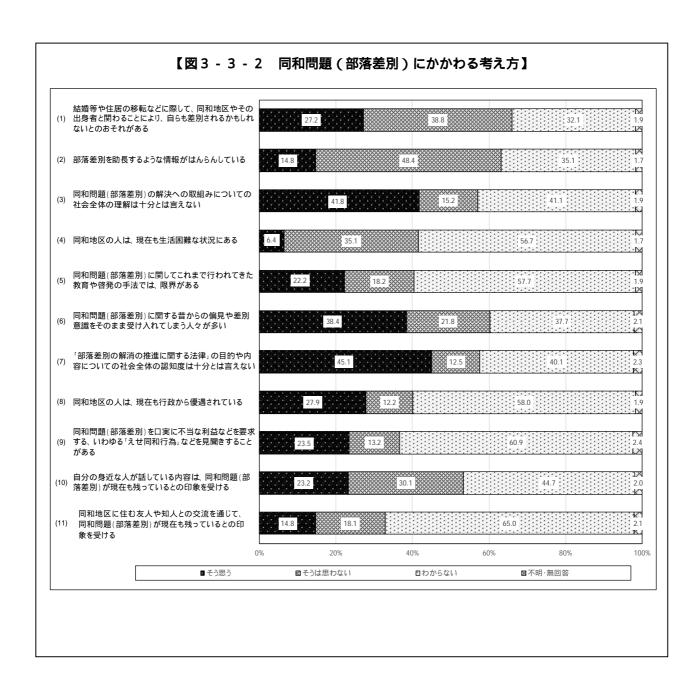
同和問題(部落差別)に関する差別意識や偏見について尋ねたところ、「現在も残っている」と答えた人の割合が32.2%と最も高く、次いで「わからない」が31.9%、「弱まりつつある」が25.4%となっている。

(2) 同和問題(部落差別)にかかわる考え方

問9-1 次の項目に掲げる同和問題(部落差別)にかかわる考え方について、あなたはどう思われますか。次の(1)~(11)の項目についてそれぞれお答えください。(それぞれ1つに)

【表3-3-2-1 同和問題(部落差別)にかかわる考え方】

				(上段:人、	下段:%)
		そう思う	いそうは思わな	わからない	無不回明答	合計
(1)	結婚等や住居の移転などに際して、同和地区やその出身者と関わる	190	271	224	13	698
(1)	ことにより、自らも差別されるかもしれないとのおそれがある	27.2	38.8	32.1	1.9	100.0
(2)	部落差別を助長するような情報がはんらんしている	103	338	245	12	698
(2)	品格を別を助及するものは同報が18705700 CV13	14.8	48.4	35.1	1.7	100.0
(3)	同和問題(部落差別)の解決への取組みについての社会全体の理解	292	106	287	13	698
(0)	は十分とは言えない	41.8	15.2	41.1	1.9	100.0
(4)	同和地区の人は、現在も生活困難な状況にある	45	245	396	12	698
(+)		6.4	35.1	56.7	1.7	100.0
(5)	同和問題(部落差別)に関してこれまで行われてきた教育や啓発の手	155	127	403	13	698
(0)	法では、限界がある	22.2	18.2	57.7	1.9	100.0
(6)	同和問題(部落差別)に関する昔からの偏見や差別意識をそのまま	268	152	263	15	698
(0)	受け入れてしまう人々が多い	38.4	21.8	37.7	2.1	100.0
(7)	「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的や内容についての社	315	87	280	16	698
()	会全体の認知度は十分とは言えない	45.1	12.5	40.1	2.3	100.0
(8)	同和地区の人は、現在も行政から優遇されている	195	85	405	13	698
		27.9	12.2	58.0	1.9	100.0
(9)	同和問題(部落差別)を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる	164	92	425	17	698
	「えせ同和行為」などを見聞きすることがある	23.5	13.2	60.9	2.4	100.0
(10)	自分の身近な人が話している内容は、同和問題(部落差別)が現在も	162	210	312	14	698
<u> </u>	残っているとの印象を受ける	23.2	30.1	44.7	2.0	100.0
(11)	同和地区に住む友人や知人との交流を通じて、同和問題(部落差別)	103	126	454	15	698
` ′	が現在も残っているとの印象を受ける	14.8	18.1	65.0	2.1	100.0



同和問題(部落差別)にかかわる考え方について尋ねたところ、「そう思う」と答えた人の割合は、『(7)「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的や内容についての社会全体の認知度は十分とは言えない』が 45.1%と最も高く、次いで『(3)同和問題(部落差別)の解決への取組みについての社会全体の理解は十分とは言えない』が 41.8%、『(6)同和問題(部落差別)に関する昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人々が多い』が 38.4%となっている。

一方で、「そう思う」と答えた人の割合が最も低いのは、『(4) 同和地区の人は、現在も生活困難な状況にある』で 6.4%、次いで『(2)部落差別を助長するような情報がはんらんしている』と『(11) 同和地区に住む友人や知人との交流を通じて、同和問題(部落差別)が現在も残っているとの印象を受ける』がともに 14.8%となっている。

3 - 4 . 同和地区の人に対する就職・結婚時の現状イメージと展望

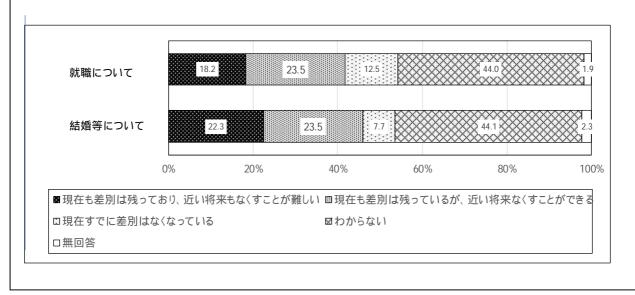
問10 現在、就職や結婚等について、同和地区の人への差別は残っていると思いますか。また、 それは、近い将来、なくすことができると思いますか。(それぞれ1つに)

【表3-4 1 同和地区の人に対する就職・結婚時の現状イメージ】

(上段:人、下段:MA%)

				(— 1	X · / \\ 1 1	X 1017 (70)
	くすことが難しいおり、近い将来もな現在も差別は残って	くすことができるいるが、近い将来な現在も差別は残って	くなっている現在すでに差別はな	わからない	不明・無回答	合計
就職について	127	164	87	307	13	698
MANAGE OF C	18.2	23.5	12.5	44.0	1.9	100.0
 結婚等について	156	164	54	308	16	698
加知寺に グリで	22.3	23.5	7.7	44.1	2.3	100.0

【図3-4 同和地区の人に対する就職・結婚時の現状イメージ】



同和地区の人への差別は残っていると思うかについて尋ねたところ、就職については「わからない」の割合が最も高く 44.0%、次いで「現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる」が 23.5%、「現在も差別は残っており、近い将来もなくすことが難しい」が 18.2%、となっている。

結婚等については「わからない」の割合が最も高く 44.1%、次いで「現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる」が 23.5%、「現在も差別は残っており、近い将来もなくすことが難しい」」が 22.3%となっている。

第4章 人権問題に関する経験

4 - 1 . インターネットにおける人権侵害に関する問題

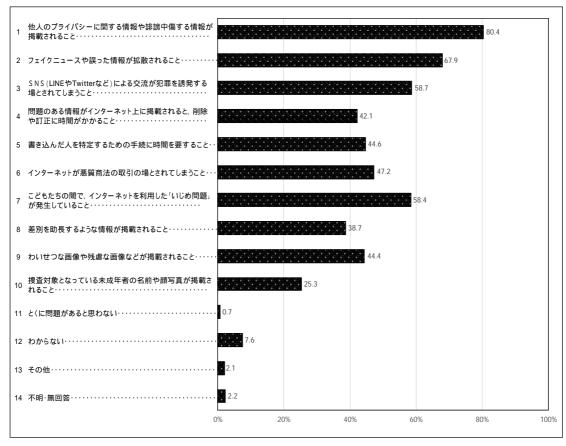
問 11 あなたは、インターネットにおける人権侵害に関することで、どのような問題があると 思いますか。(はいくつでも)

【表4-1-1 インターネットにおける人権侵害に関する問題】

													(上野	B:人、下!	殳: MA%)
	情報が掲載されること他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する 84	フェイクニュー スや誤った情報が拡散されること 493	交流が犯罪を誘発する場とされてしまうこと 26とりによる 26とりによる 26とりによる 26とりによる 26とりによる 26とりによる 26とりによる 26とりによる 26とりによる 20とりによる	と、削除や訂正に時間がかかること 30億額のある情報がインター ネット上に掲載される 30	ること おこと おこと おこと おこと おこと おこと おこと おこと おこと かの手続に時間を要す 24	まうこと 343 インターネットが悪質商法の取引の場とされてし 343	「いじめ問題」が発生していること 22ともたちの間で、インター ネットを利用した 42	差別を助長するような情報が掲載されること 281	とわいせつな画像や残虐な画像などが掲載されるこ 322	掲載されること 根値対象となっている未成年者の名前や顔写真が 184	とくに問題があると思わない 5	わからない 55	その他	不明・無回答 16	合計
市全体	80.4	67.9	58.7	42.1	44.6	47.2	58.4	38.7	44.4	25.3	0.7	7.6	2.1	2.2	100.0

【図4-1 インターネットにおける人権侵害に関する問題】

MA%



インターネットにおける人権侵害に関することでどのような問題があるか尋ねたところ、「1.他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること」と回答した割合が 80.4%と最も高く、次いで「2. フェイクニュースや誤った情報が拡散されること」が 67.9%、「3. SNS (LINE や Twitter など) による交流が犯罪を誘発する場とされてしまうこと」が 58.7%となっている。

4-2.人権問題についての学習

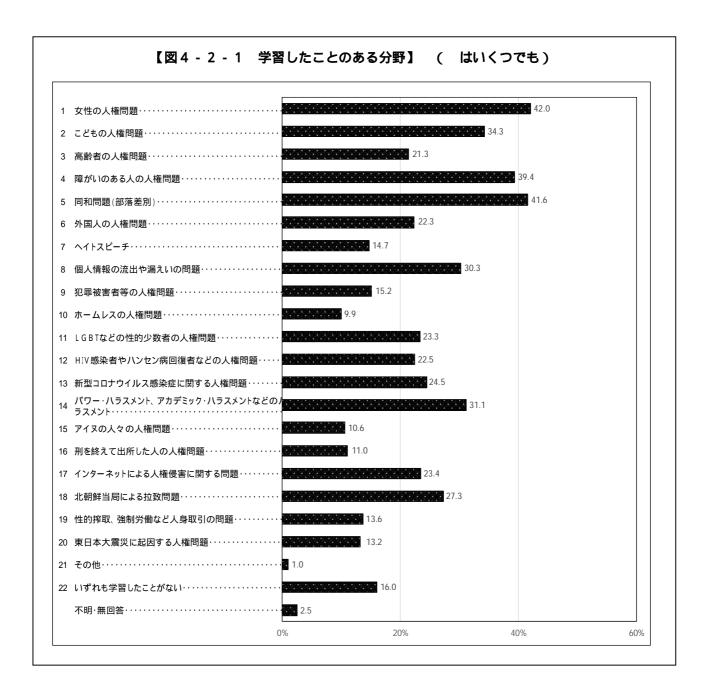
(1)学習したことのある分野

問12 次の人権問題について、あなたが、学習した(または啓発などを受けた)ことのある分野 すべてに をつけてください。(はいくつでも)

【表4-2-1-1 学習したことのある分野】

	1 78 4	2 -		· 子)	首しに	ことの	றை	EJ' J				
										(上戶	殳:人、下	段:MA%)
	女性の人権問題	こどもの人権問題	高齢者の人権問題	障がいのある人の人権問題	同和問題(部落差別)	外国人の人権問題	ヘイトスピーチ	個人情報の流出や漏えいの問題	犯罪被害者等の人権問題	ホームレスの人権問題	LGBTなどの性的少数者の人権問題	の人権問題HiV感染者やハンセン病回復者など
市全体	305	249	155	286	302	162	107	220	110	72	169	163
16 ± FT.	42.0	34.3	21.3	39.4	41.6	22.3	14.7	30.3	15.2	9.9	23.3	22.5
	新型コロナ・	スメントなご	アイヌの人	刑を終えて	インターネ	北朝鮮当局:	性的搾取、	東日本大震	そ の 他	いずれも学習	不明・無回	合計

市全体		新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	スメントなどのハラスメント、アカデミック・ハラ	アイヌの人々の人権問題		インター ネットによる人権侵害に関する問題	北朝鮮当局による拉致問題	性的搾取、強制労働など人身取引の問題	東日本大震災に起因する人権問題	その他	いずれも学習したことがない	个明 · 無回答	红 盐	
	市全体	178 24.5	226 31.1	77 10.6	80 11.0	170 23.4	198 27.3	99 13.6	96 13.2	7	116 16.0	18 2.5	726 100.0	!



人権問題について学習したことのある分野を尋ねたところ、「1. 女性の人権問題」と回答した割合が 42.0%と最も高く、次いで「5.同和問題 (部落差別)」が 41.6%、「4. 障がいのある人の人権問題」が 39.4%となっている。

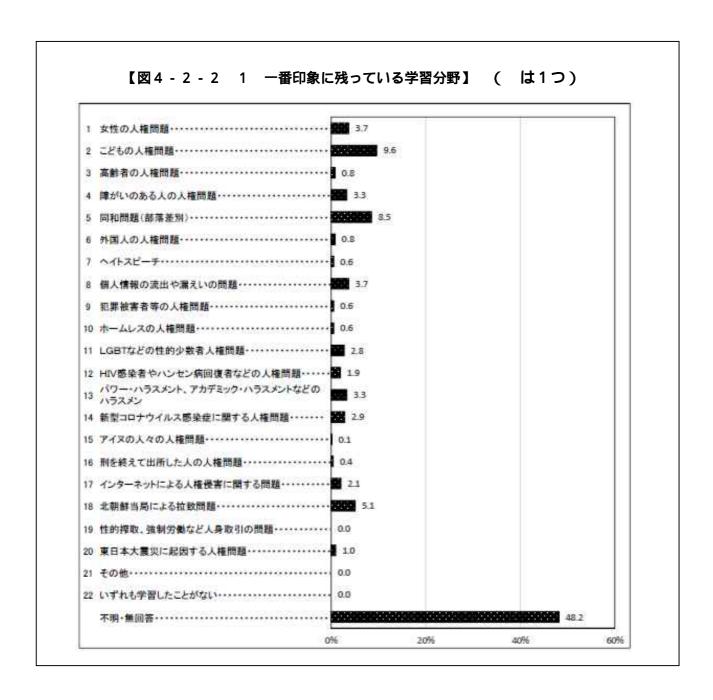
(2)一番印象に残っている学習分野

問12-2 また、その中で、一番印象に残っている分野に を付けてください。 (は1つ)

【表4-2-2-1 一番印象に残っている学習分野】

	女性の人権問題	こどもの人権問題	高齢者の人権問題	障がいのある人の人権問題	同和問題(部落差別)	外国人の人権問題	ヘイトスピーチ	個人情報の流出や漏えいの問題	犯罪被害者等の人権問題	ホームレスの人権問題	LGBTなどの性的少数者の人権問題	権問題HIV躯染者やハンセン病回復者などの人
市全体	27	70	6	24	62	6	4	27	4	4	20	14
-0-ETE	3.7	9.6	0.8	3.3	8.5	8.0	0.6	3.7	0.6	0.6	2.8	1.9

	題新型コロナウイルス感染症に関する人権問	ラスメントなどのハラスメントパワー・ハラスメント、アカデミック・ハ	アイヌの人々の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	題インターネットによる人権侵害に関する問	北朝鮮当局による拉致問題	性的搾取、強制労働など人身取引の問題	東日本大震災に起因する人権問題	その他	いずれも学習したことがない	不明・無回答	合計
市全体	24	21	1	3	15	37	0	7	0	0	350	726
中土种	3.3	2.9	0.1	0.4	2.1	5.1	0.0	1.0	0.0	0,0	48.2	100.0



人権問題について学習した中でいちばん印象に残っているものについて尋ねたところ、「2.こどもの人権問題」と答えた人の割合が 9.6%と最も高く、次いで「5.同和問題(部落差別)」が 8.5%、「18. 北朝鮮当局による拉致問題」が 5.1%となっている。

4-3.人権上の問題行動を受けた経験

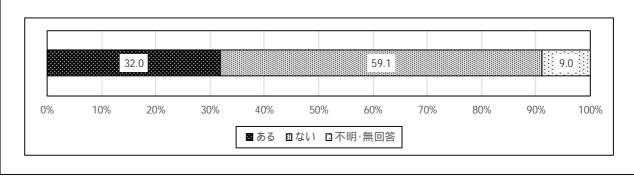
(1)人権上問題行動を受けた経験の有無

問13 あなたは、最近5年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした 経験がありますか。(は1つ)

【表4-3-1-1 問題ある言動を受けた経験の有無】

		(上段:人、	
	ある	ない	不明・無回答	位 盐
市全体	232	429	65	726
4 主 4	32.0	59.1	9.0	100.0

【図4-3-1 問題ある言動を受けた経験の有無】



最近5年間での人権上問題と思われる言動を受けたり見聞きした経験を尋ねたところ、「ある」 と答えた人の割合は32.0%であるのに対し、「ない」は59.1%となっている。

(2)経験した人権問題の種類

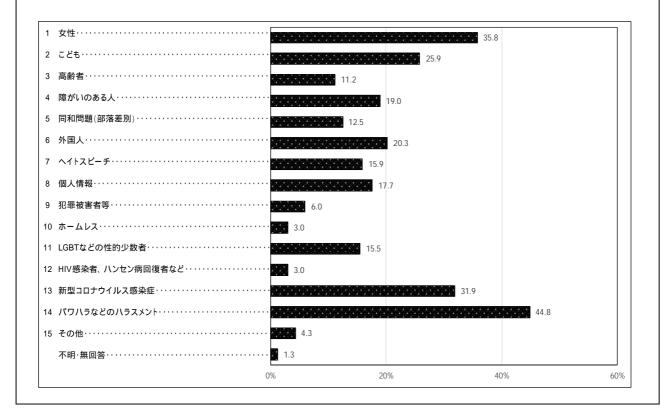
問13-1 それはどのような人権問題に関するものでしたか。(はいくつでも)

【表4-3-2-1 経験した人権問題の種類】

/ LET. | TET.MAN/)

															(土	段∶人、卜	F文,IVIA(0)
	女性	こせも	高 	障がいのある人	同和問題(部落差別)	外国人	ヘイトスピーチ	個人情報	犯罪被害者等	ホームレス	LGBTなどの性的少数者	H-V感染者、ハンセン病回復者など	新型コロナウイルス感染症	パワハラなどのハラスメント	その他	不明.無回答	선 차
市全体	83	60	26	44	29	47	37	41	14	7	36	7	74	104	10	3	232
17 工作	35.8	25.9	11.2	19.0	12.5	20.3	15.9	17.7	6.0	3.0	15.5	3.0	31.9	44.8	4.3	1.3	100.0

【図4-3-2 経験した人権問題の種類】



問 13 で「ある」と答えた人にどのような人権問題に関するものか尋ねたところ、「14.パワハラ、アカハラなどのハラスメント」と答えた人の割合が 44.8%と最も高く、次いで「1.女性」が 35.8%、「13. 新型コロナウイルス感染症」が 31.9%となっている。

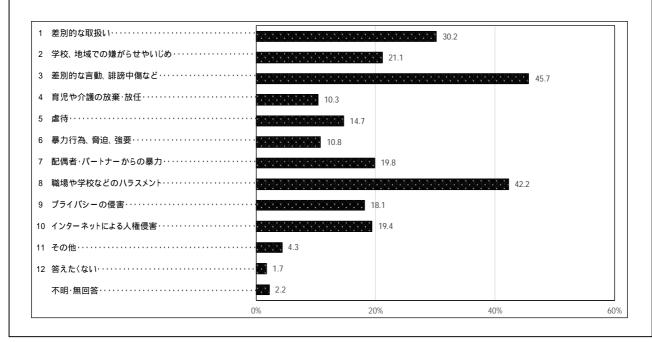
(3)経験した人権問題の内容

問13-2 それはどのような内容でしたか。(はいくつでも)

【表4-3-3-1 経験した人権問題の内容】

												(上戶	设:人、下	段: MA%)
	益な取扱いをされた)や結婚等の社会生活上の不平等又は不利や結婚等の社会生活上の不平等又は不利会的身分・出生地等により、職業・雇用差別的な取扱い(人種・信条・性別・社	学校、地域における嫌がらせやいじめ	差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ	育児や介護の放棄・放任	虐待	力行為、脅迫	済的なもの等を含む) との身体的暴力だけでなく、精神的・経配偶者・パートナーなどからの暴力(D	(パワハラ・アカハラ・セクハラ等)職場や学校などにおけるハラスメント	プライバシー の侵害	インター ネットによる人権侵害	その他	答えたくない	不明.無回答	合計
市全体	70 30.2	49 21.1	106 45.7	10.3	34 14.7	25 10.8	46 19.8	98 42.2	42 18.1	45 19.4	10 4.3	1.7	5 2.2	232 100.0

【図4-3-3 経験した人権問題の内容】



経験した人権問題の内容について尋ねたところ、「3. 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」と答えた人の割合が 45.7%と最も高く、次いで「8. 職場や学校などにおけるハラスメント(パワハラ・アカハラ・セクハラ等)」が 42.2%、「1. 差別的な取扱い(人種・信条・性別・社会的身分・出生地等により、職業・雇用や結婚等の社会生活上の不平等又は不利益な取扱いをされた)」が 30.2% となっている。

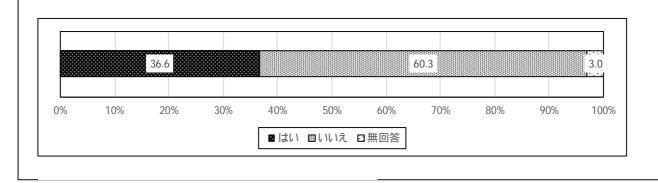
(4)経験した人権問題の対象

問13-3 それは、あなた自身に対するものでしたか。(いずれか1つに) 複数のご経験がある場合は、一番印象に残っているものについてお答えください。

【表4-3-4-1 自身に対するものか】

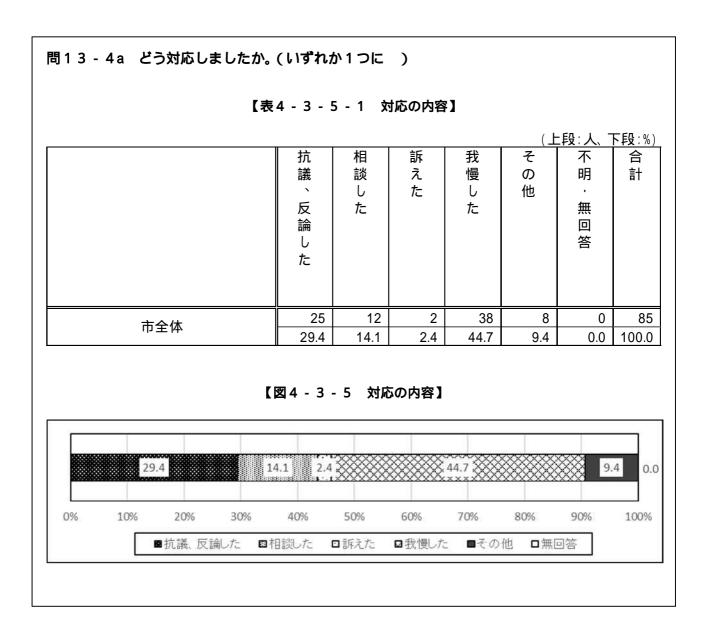
		(上段:人、	下段:%)
	はい	<i>۱</i> ۱	不明	合計
	V 1	え	· ·	пI
			無	
			回答	
市全体	85	140	7	232
4 主 山	36.6	60.3	3.0	100.0

【図4-3-4 自身に対するものか】



経験した人権問題は自身に対するものかを尋ねたところ、「はい」と答えた人の割合は 36.6%であるのに対し、「いいえ」は 60.3%となっている。

(5)人権問題への対応



自身に対する人権問題にどう対応したか尋ねたところ、「我慢した」と答えた人の割合が 44.7% と最も高く、次いで「抗議、反論した」が 29.4%、「相談した」が 14.1%となっている。

(6)人権問題への対応の結果

問13-5 最終的に解決しましたか。(いずれか1つに) 【表4-3-6-1 対応の結果】 (上段:人、下段:%) そ 解 解 決 決 の b 他 た な

市全体

【図4-3-6 対応の結果】

19

22.4

か

つ

50

58.8

12

14.1

不

明

無

回 答

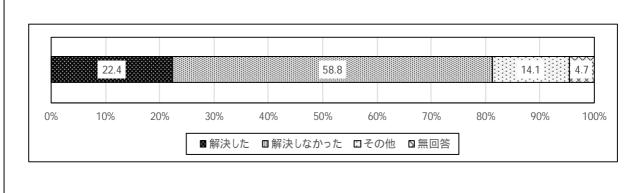
4

4.7

合 計

85

100.0



自身に対する人権問題が最終的に解決したか尋ねたところ、「解決しなかった」と答えた人の割 合が58.8%と最も高く、「解決した」は22.4%となっている。

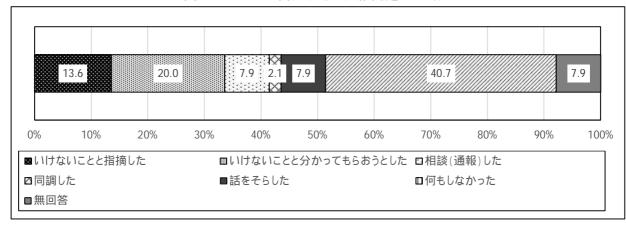
(7)自分以外の人権問題への対応

問13-4b どう対応しましたか。(いずれか1つに)

【表4-3-7-1 自分以外の人権問題への対応】

						(上肆	段:人、下	段:MA%)_
	いけないことと指摘した	らおうとしたいけないことと分かっても	相談 (通報)した	同調した	話をそらした	何もしなかった	不明・無回答	伯計
市全体	19	28	11	3	11	57	11	140
, ,	13.6	20.0	7.9	2.1	7.9	40.7	7.9	100.0

【図4-3-7 自分以外の人権問題への対応】



自身以外への人権問題にどう対応したか尋ねたところ、「何もしなかった」と答えた人の割合が40.7%と最も高く、次いで「いけないことと分かってもらおうとした」が20.0%、「いけないことと指摘した」が13.6%となっている。

第5章 大阪市の人権問題への取組みについて

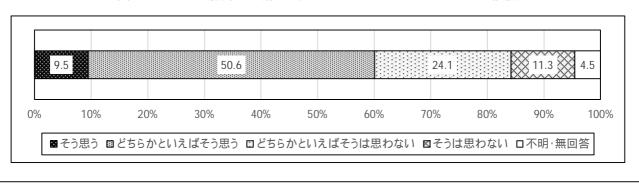
5-1.「大阪市は人権が尊重されているまちである」との認識

問14 大阪市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」にもとづき、多様な取組みを進めています。あなたは、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思いますか。(は1つ)

【表5-1-1 「大阪市は人権が尊重されているまちである」との認識】

				(<u>上段:人、</u>	下段:%)
	そう思う	う思うどちらかといえばそ	うは思わないといえばそ	そうは思わない	不明・無回答	山 計
市全体	69	367	175	82	33	726
4 主 中	9.5	50.6	24.1	11.3	4.5	100.0

【図5-1 「大阪市は人権が尊重されているまちである」との認識】



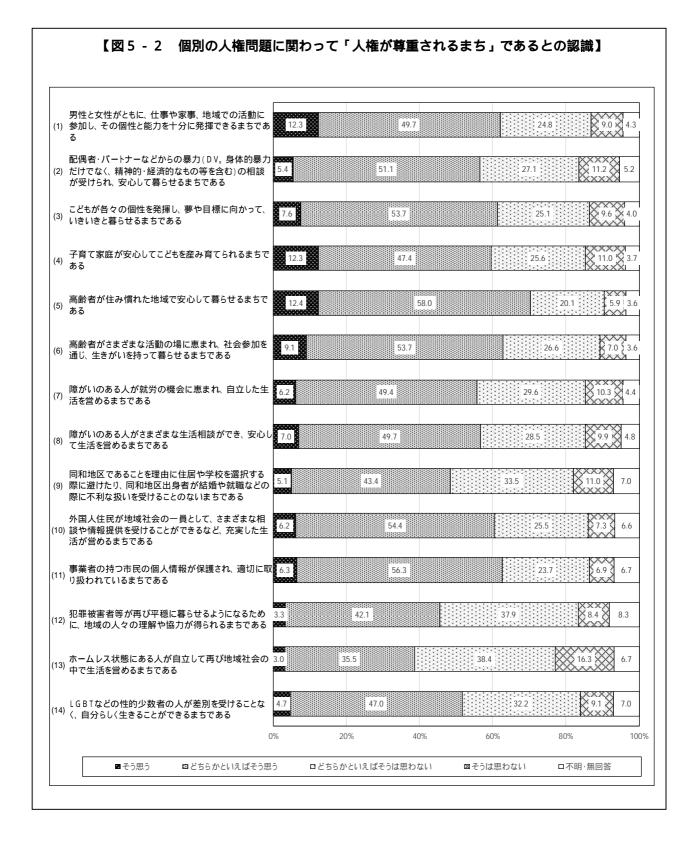
今の大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちであると思うか尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合は 60.1.%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の合計の割合は 35.4%となっている。

5 - 2 . 個別の人権問題に関わって「人権が尊重されるまち」であるとの認識

問15 あなたは、次の(1)~(14)のそれぞれの人権課題に関する項目について、大阪市は「人権が尊重されるまち」であると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

【表5-2-1 個別の人権問題に関わって「人権が尊重されるまち」であるとの認識】

					(上段:人、	下段:%)
		そう思う	どちらかといえばそう思う	わないといえばそうは思	そうは思わない	不明・無回答	合計
(1)	男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである	89 12.3	361 49.7	180 24.8	65 9.0	31 4.3	726 100.0
(2)	配偶者・パートナーなどからの暴力(DV。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的なもの等を含む)の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである	39 5.4	371 51.1	197 27.1	81 11.2	38 5.2	726 100.0
(3)	こどもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせ るまちである	55 7.6	390 53.7	182 25.1	70 9.6	29 4.0	726 100.0
(4)	子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである	89 12.3	344 47.4	186 25.6	80 11.0	27 3.7	726 100.0
(5)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである	90	421 58.0	146 20.1	43	26 3.6	726 100.0
(6)	高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを 持って暮らせるまちである	66 9.1	390 53.7	193 26.6	51 7.0	26 3.6	726 100.0
(7)	障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちで ある	45 6.2	359 49.4	215 29.6	75 10.3	32 4.4	726 100.0
(8)	障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営める まちである	51 7.0	361 49.7	207	72 9.9	35 4.8	726 100.0
(9)	同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区 出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである	37 5.1	315 43.4	243 33.5	80	51 7.0	726 100.0
(10)	外国人住民が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである	45 6.2	395 54.4	185 25.5	53 7.3	48	726 100.0
(11)	事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われている まちである	46	409	172	50 6.9	49 6.7	726 100.0
(12)	犯罪被害者等が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の 理解や協力が得られるまちである	24	306 42.1	275 37.9	61	60	726 100.0
(13)	ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである	22	258 35.5	279 38.4	118	6.3 49 6.7	726 100.0
(14)	LGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである	34	341	234	66	51	726
<u></u>	してい くこのない てのの	4.7	47.0	32.2	9.1	7.0	100.0



個別の人権問題に関わって「人権が尊重されるまち」であると思うか尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合は『(5)高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである』が 70.4%と最も高く、次いで『(6)高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである』が 62.8% 『(11)事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまちである』が 62.7%となっている。

一方で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計の割合が最も低いのは、『(13) ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである』で 38.6%、次いで『(12)犯罪被害者等が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られ

るまちである』が 45.5%、『(9)同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである』が 48.5%となっている。

5-3.個別の人権問題に関する行政の取組み

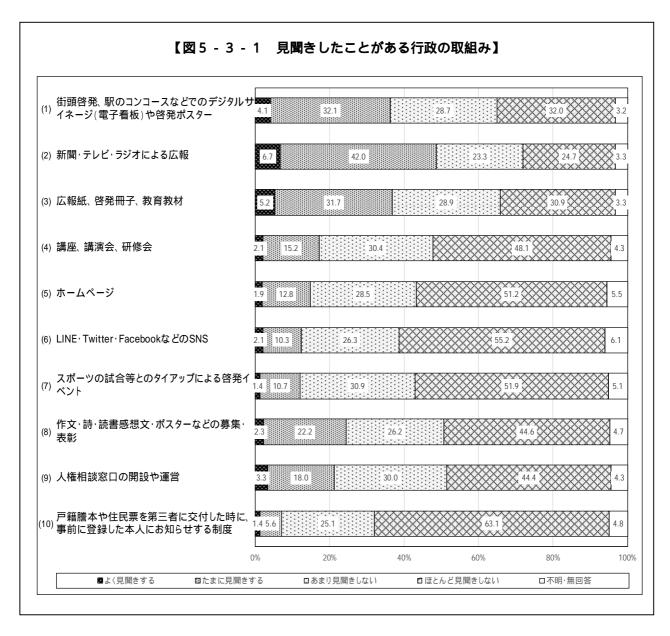
(1)認知状況

問16 あなたは、人権問題の解決に向けた次のような行政の取組みについて、見聞きする(した) ことがありますか。

(1)~(10)のそれぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

【表5-3-1-1 見聞きしたことがある行政の取組み】

(上段:人、下段:%) 無不 るよ すた しあ きほ 合 るま 回明 なま しと 見 に いり なん 答: 聞 いど 見 見 き 聞 聞 見 す ₹ ₹ 誾 30 233 208 232 726 街頭啓発、駅のコンコースなどでのデジタルサイネージ(電子看板)や 23 啓発ポスター 100.0 4.1 32.1 28.7 32.0 3.2 726 49 305 169 179 24 (2) 新聞・テレビ・ラジオによる広報 6.7 42.0 23.3 24.7 3.3 100.0 38 230 210 224 24 726 (3) 広報紙、啓発冊子、教育教材 5.2 28.9 30.9 3.3 100.0 31.7 15 110 221 349 31 726 (4) 講座、講演会、研修会 2.1 15.2 30.4 48.1 4.3 100.0 14 93 207 372 40 726 (5) ホームページ 12.8 51.2 100.0 1.9 28.5 5.5 15 75 191 401 44 726 (6) LINE・Twitter・FacebookなどのSNS 2.1 10.3 26.3 55.2 6.1 100.0 10 78 224 377 37 726 (7) スポーツの試合等とのタイアップによる啓発イベント 30.9 <u>5</u>.1 1.4 10.7 51.9 100.0 17 161 190 324 34 726 (8) 作文・詩・読書感想文・ポスターなどの募集・表彰 2.3 22.2 26.2 44.6 4.7 100.0 24 131 218 322 31 726 (9) 人権相談窓口の開設や運営 18.0 44.4 100.0 3.3 30.0 4.3 726 戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に、事前に登録した本人に 10 41 182 458 (10) が知らせする制度 1.4 5.6 4.8 100.0 25.1 63.1



個別の人権問題に対する大阪市の取組みについて尋ねたところ、「よく見聞きする」「たまに見聞きする」と答えた人の合計の割合は、『(2) 新聞・テレビ・ラジオによる広報』が 48.8%と最も高く、次いで『(3)広報紙、啓発冊子、教育教材』が 36.9%、『(1)街頭啓発、駅のコンコースなどでのデジタルサイネージ(電子看板)や啓発ポスター』が 36.2%となっている。

一方で、「よく見聞きする」「たまに見聞きする」と答えた人の合計の割合が最も低いのは、『(10) 戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に、事前に登録した本人にお知らせする制度』で 7.0%、次いで『(7)スポーツの試合等とのタイアップによる啓発イベント』が 12.1%、『(6)LINE・Twitter・Facebook などの SNS』が 12.4%となっている。

(2)重点取組み事項

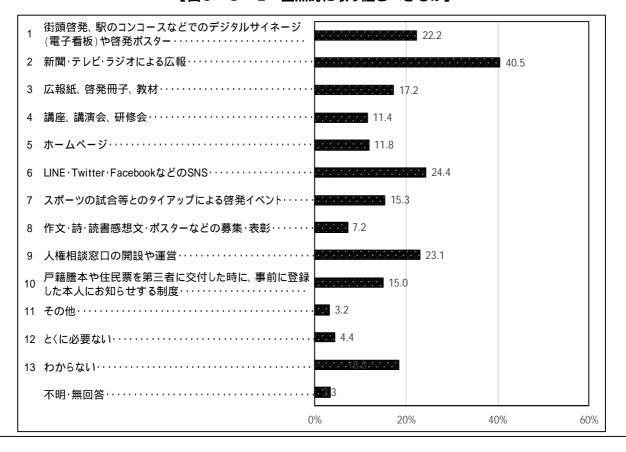
問16-1 あなたが、さらに重点的に取り組むべきと考えるものはどれですか。

(はいくつでも)

【表5-3-2-1 重点的に取り組むべきもの】

													(上戶	设:人、下	段:MA%)_
	看板)や啓発ポスターでのデジタルサイネージ(電子街頭啓発、駅のコンコースなど	報聞・テレビ・ラジオによる広	広報紙、啓発冊子、教材	講座、講演会、研修会	ホームページ	FacebookなどのSNS	プによる啓発イベントスポーツの試合等とのタイアッ	ター などの募集・表彰作文・詩・読書感想文・ポス	窓口の開設や運営	人にお知らせする制度付した時に、事前に登録した本戸籍謄本や住民票を第三者に交	その他	とくに必要ない	わからない	不明・無回答	合計
市全体	161	294	125	83	86	177	111	52	168	109	23	32	134	24	726
	22.2	40.5	17.2	11.4	11.8	24.4	15.3	7.2	23.1	15.0	3.2	4.4	18.5	3.3	100.0

【図5-3-2 重点的に取り組むべきもの】



問 16 についてさらに重点的に取り組むべきと考えるものを尋ねたところ、「2. 新聞・テレビ・ラジオによる広報」と回答した割合が 40.5%と最も高く、次いで「6.LINE・Twitter・Facebook などの SNS」が 24.4%、「9.人権相談窓口の開設や運営」が <math>23.1%となっている。

5 - 4 . 多文化共生についての意識の現状

問17 「日本人と外国人がともに理解を深めながら、みんなで住みやすいまちをつくっていこう」 という大阪市の多文化共生の取組みについてお聞きします。

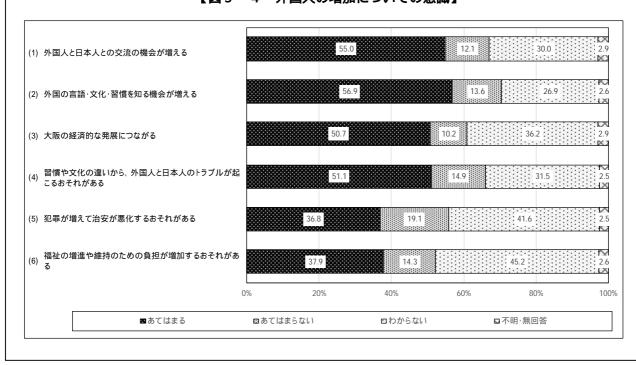
日本社会全体と同様に、大阪市においても、外国人が多くなっています。あなたは、そのことについて、どのようにお考えですか。

(1)~(6)のそれぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

【表5-4-1 外国人の増加についての意識】

				(上段:人、	下段:%)
		あてはまる	いあてはまらな	わからない	無明答	合計
(1)	外国人と日本人との交流の機会が増える	399	88	218	21	726
. ,		55.0	12.1	30.0	2.9	100.0
(2)	外国の言語・文化・習慣を知る機会が増える	413	99	195	19	726
(2)	万国の日間 入旧 日頃で知る版公が当たる	56.9	13.6	26.9	2.6	100.0
(3)	大阪の経済的な発展につながる	368	74	263	21	726
(3)	人限の経済的な光後につなかる	50.7	10.2	36.2	2.9	100.0
(4)	習慣や文化の違いから、外国人と日本人のトラブルが起こるおそれが	371	108	229	18	726
(4)	ある	51.1	14.9	31.5	2.5	100.0
(5)	初史が描きて込むが悪ルオスもとがまる	267	139	302	18	726
(5)	犯罪が増えて治安が悪化するおそれがある	36.8	19.1	41.6	2.5	100.0
(6)	ラルの逆法が供性のための会担が増加するかるわがまる	275	104	328	19	726
(6)	福祉の増進や維持のための負担が増加するおそれがある	37.9	14.3	45.2	2.6	100.0

【図5-4 外国人の増加についての意識】



外国人の増加について尋ねたところ、「あてはまる」と答えた人の割合は「2.外国の言語・文化・ 習慣を知る機会が増える」と答えた人の割合が 56.9%と最も高く、次いで「1.外国人と日本人との 交流の機会が増える」が 55.0%、「4.習慣や文化の違いから、外国人と日本人のトラブルが起こるお それがある」が 51.1%となっている。

5-5.大阪市の犯罪被害者等支援施策の認知状況と経路

(1)大阪市の犯罪被害者等支援施策の認知状況

問18 大阪市の犯罪被害者等支援の取組みについてお聞きします。

大阪市では、「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定し、犯罪被害者等に対し、次のような各種支援施策を実施しています。

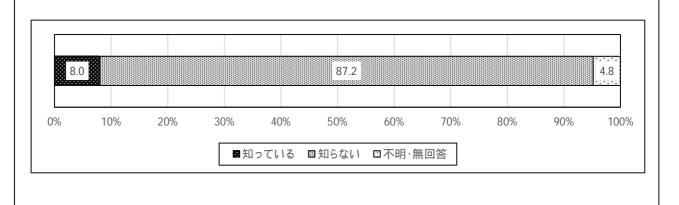
- ・ 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置
- ・見舞金の支給
- ・ 家事支援や弁当の配達などの日常生活支援 ほか

あなたは、大阪市がこれらの支援施策を実施していることをご存知ですか。 (いずれか1つに)

【表5-5-1-1 犯罪被害者等支援策実施の認知状況】

		(上段:人、	下段:%)
	知	知	無不	合計
	っ	6	回明	計
	て	な	答 '	
	١١	١١		
	る			
市全体	58	633	35	726
4 土 山	8.0	87.2	4.8	100.0

【図5-5-1 犯罪被害者等支援策実施の認知状況】



大阪市の犯罪被害者に対する各種支援施策を実施していることへの認知を尋ねたところ、「知っている」と答えた人の割合は 8.0%であるのに対し、「知らない」は 87.2%となっている。

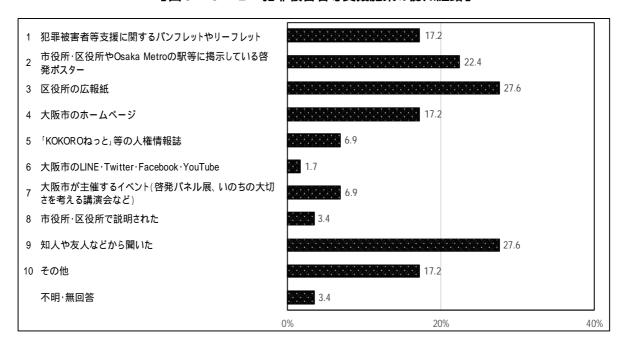
(2) 大阪市の犯罪被害者等支援施策の認知経路

問18-1 何によってお知りになりましたか。(はいくつでも)【問18で「1」と回答された 方対象】

【表5-5-2-1 犯罪被害者等支援施策の認知経路】

										(<u>上段:人、</u>	下段:%)_
	レットやリー フレット犯罪被害者等支援に関するパンフ	啓発ポスターMetroの駅等に掲示している市役所・区役所やOsaka	区役所の広報紙	大阪市のホームページ	情報誌「KOKOROねっと」等の人権	F a c e b c o o k・Y o u T u b e	る講演会など) パネル展、いのちの大切さを考え大阪市が主催するイベント(啓発	市役所・区役所で説明された	知人や友人などから聞いた	その他上記以外	不明・無回答	40 計
市全体	10	13	16	10	4	1	4	2	16	10	2	58
4年41	17.2	22.4	27.6	17.2	6.9	1.7	6.9	3.4	27.6	17.2	3.4	100.0

【図5-5-2 犯罪被害者等支援施策の認知経路】



問 18 で大阪市の犯罪被害者等支援施策の認知について「知っている」と回答した人に対して、何によってお知りになったか尋ねたところ、「3. 区役所の広報紙」「9.知人や友人などから聞いた」と答えた人の割合がともに 27.6%と最も高く、次いで「2. 市役所・区役所や Osaka Metro の駅等に掲示している啓発ポスター」が 22.4%となっている。

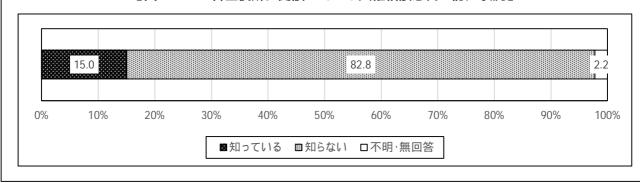
5-6.区役所の人権相談窓口の認知状況

問19 大阪市では、各区役所で人権相談窓口を開設し、専門相談機関の紹介・取り次ぎなどを含めた相談業務を行っています。あなたは、各区役所における相談窓口をご存知ですか。(は1つ)

【表5-6-1 各区役所に開設している人権相談窓口の認知状況】

		(上段:人、	下段:%)
	知	知	無不	合計
	っ	6	回明	計
	て	な	答。	
	<i>۱</i> ا	١١		
	る			
市全体	109	601	16	726
四 主 印	15.0	82.8	2.2	100.0

【図5-6 各区役所に開設している人権相談窓口の認知状況】



各区役所に開設している人権相談窓口の認知について尋ねたところ、「知っている」と答えた人の割合は15.0%であるのに対し、「知らない」は82.8%となっている。

5 - 7 . 大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知状況と経路

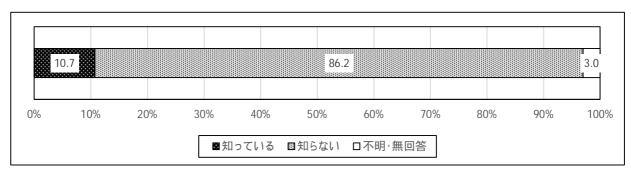
(1)大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知状況

問20 大阪市人権啓発・相談センター(以下、「センター」といいます。)では、気軽に相談できる専門相談員による人権相談窓口を開設しています。あなたは、センターの相談窓口をご存知ですか。(は1つ)

【表5-7-1-1 大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知状況】

		(上段:人、	下段:%)
	知	知	無不	合
	っ	6	回明	計
	て	な	答·	
	١١	١١		
	る			
市全体	78	626	22	726
4年4月	10.7	86.2	3.0	100.0

【図5-7-1 大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知状況】



大阪市人権啓発・相談センターの相談窓口の認知について尋ねたところ、「知っている」と答えた人の割合は 10.7%であるのに対し、「知らない」は 86.2%となっている。

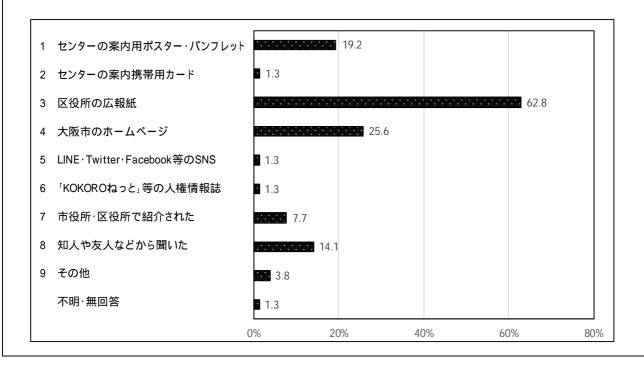
(2)大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知経路

問20-1 何によってセンターをお知りになりましたか。(はいくつでも)【問20で「1」と 回答された方対象】

【表5-7-2-1 大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知経路】

	ター・パンフレットセンター の案内用ポス	カード の案内携帯田	区役所の広報紙	大阪市のホームページ	F a N E · T w i t t e	等の人権情報誌「KOKOROねっぱ	れた・区役所で紹介	知人や友人などから問	その他	上段∶人 <u>、</u> 不明・無回答	下段:%) 合 計
	トポス	帯用		ージ	O t Se Nr S·	っと」	紹介さ	ら 聞 い			
市全体	15	1	49	20	1	1	6	11	3	1	78
4 主 山	19.2	1.3	62.8	25.6	1.3	1.3	7.7	14.1	3.8	1.3	100.0

【図5-7-2 大阪市人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知経路】



問 19 でセンターの相談窓口の認知について「知っている」と回答した人に対して、何によってお知りになったか尋ねたところ、「3.区役所の広報紙」と答えた人の割合が 62.8%と最も高く、次いで「4.大阪市のホームページ」が 25.6%、「1. センターの案内用ポスター・パンフレット」で 19.2%となっている。

(3)人権侵害を受けた時の家族など以外の相談機関

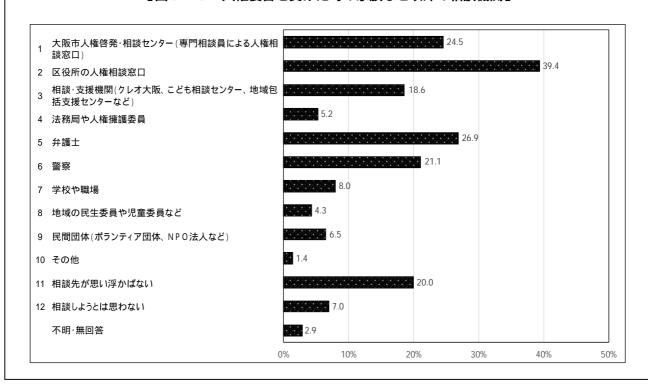
問21 あなたは、人権侵害を受けた場合、または受けたと思った場合、家族・親せきや友人以外では、具体的にどちらへ相談しようと思われますか。(はいくつでも)

【表5-8 人権侵害を受けた時の家族など以外の相談機関】

(LEG. 1 TEG. 0/)

												(上段:人、	<u> 下段:%)</u>
	口)(専門相談員による人権相談窓大阪市人権啓発・相談センター	区役所の人権相談窓口	支援センター など)こども相談センター、地域包括相談・支援機関(クレオ大阪、	法務局や人権擁護委員	弁護士	磁管 宏尔	学校や職場	地域の民生委員や児童委員など	NPO法人など) 民間団体(ポランティア団体、	その他	相談先が思い浮かばない	相談しようとは思わない	不明・無回答	(1) 計
市全体	178	286	135	38	195	153	58	31	47	10	145	51	21	726
10 2 14	24.5	39.4	18.6	5.2	26.9	21.1	8.0	4.3	6.5	1.4	20.0	7.0	2.9	100.0

【図5-8 人権侵害を受けた時の家族など以外の相談機関】



人権侵害を受けた時の家族など以外の相談機関について尋ねたところ、「2.区役所の人権相談窓口」と答えた人の割合が39.4%と最も高く、次いで「5.弁護士」が26.9%、「1. 大阪市人権啓発・相談センター(専門相談員による人権相談窓口)」が24.5%となっている。